

令和2年度会長の職務代行順位並びに運営委員会委員長及び幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

1 職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、

(1) 春日井市

(2) みよし市

の順とする。

2 令和2年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛知県
-------	-----

幹事	
地域ブロック	市町村名
尾張	春日井市
	犬山市
	江南市
	東郷町
海部	あま市
	飛島村
知多	東海市
	東浦町
西三河	みよし市
	幸田町
東三河	豊川市
	東栄町
準会員	尾三消防組合

あいち電子自治体推進協議会会則（抜粋）

（運営委員会）

第 10 条 運営委員会は、会員及び準会員である団体の情報担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 運営委員会に運営委員長を置き、運営委員長は会長が選任する。

（略）

（幹事会）

第 10 条の 2 幹事会は、前条第 2 項に定める運営委員長、別表第 2 に定める地域ブロック内の会員を代表する幹事及び準会員を代表する幹事で組織する。

2 幹事は、会長が選任する。

3 幹事会は運営委員長が必要と認めるときに招集する。

4 幹事会は、この会則に定めるものほか、次の事項を議決する。

（1） 総会に付議すべき事項

（2） 総会の議決した事項の執行に関する事項

（3） その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

5 幹事会の運営方法等については、運営委員長が別に定める。

あいち電子自治体推進協議会会則 別表

別表第 1

（会員）

（略）

（準会員）

名古屋港管理組合 小牧岩倉衛生組合 愛知中部水道企業団 尾三消防組合

以下略

別表第 2

（地域ブロック）

尾張 海部 知多 西三河 東三河